第三条第一項中「法」を「国民生活安定緊急措置法（以下「法」という。）」に改め、同条を第一条とし、第四条を第二条とし、第五条を第三条とする。

第六条第三項中「第二項本文」を「第一項本文」に改め、同条を第四条とする。

第七条を削る。

附　則

（施行期日）

1　この政令は、公布の日の翌日から施行する。

（経過措置）

2　この政令の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

（地方自治法施行令の一部改正）

3　地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）の一部を次のように改正する。

別表第一国民生活安定緊急措置法施行令（昭和四十九年政令第四号）の項中「第六条第一項」を「第四条第一項」に改める。

内閣総理大臣　安倍　晋三
総務大臣　高市　早苗
財務大臣　麻生　太郎
厚生労働大臣　加藤　勝信
経済産業大臣　梶山　弘志

特定高度情報通信技術活用システムの開発供給及び導入の促進に関する法律の施行期日を定める政令をここに公布する。

御　名　御　璽

令和二年八月二十八日

内閣総理大臣　安倍　晋三

政令第二百五十五号

特定高度情報通信技術活用システムの開発供給及び導入の促進に関する法律の施行期日を定める政令

内閣は、特定高度情報通信技術活用システムの開発供給及び導入の促進に関する法律（令和二年法律第三十七号）附則第一項の規定に基づき、この政令を制定する。

特定高度情報通信技術活用システムの開発供給及び導入の促進に関する法律の施行期日は、令和二年八月三十一日とする。

総務大臣　高市　早苗
財務大臣　麻生　太郎
経済産業大臣　梶山　弘志
内閣総理大臣　安倍　晋三

特定高度情報通信技術活用システムの開発供給及び導入の促進に関する法律施行令をここに公布する。

御　名　御　璽

令和二年八月二十八日

内閣総理大臣　安倍　晋三

政令第二百五十六号

特定高度情報通信技術活用システムの開発供給及び導入の促進に関する法律施行令

内閣は、特定高度情報通信技術活用システムの開発供給及び導入の促進に関する法律（令和二年法律第三十七号）第二条第一項第一号及び第二号、第十三条第一項第一号及び第四項第一号、第二十三条第五号及び第八号並びに第二十五条第三項の規定に基づき、並びに同法を実施するため、この政令を制定する。

（特定高度情報通信技術活用システムの要件）

第一条　特定高度情報通信技術活用システムの開発供給及び導入の促進に関する法律（第三条第十三号を除き、以下「法」という。）第二条第一項第一号の政令で定める周波数は、三千六百メガヘルツを超える周波数のうち、電波法（昭和二十五年法律第百三十一号）第二十七条の十二第一項に規定する特定基地局（同項第一号に係るものに限る。）に割り当てられたもの及び当該特定基地局以外の無線局（同法第二条第五号に規定する無線局をいう。）であって当該特定基地局と同一の通信方式を用いる無線通信を行うものに割り当てられたものとする。

2　法第二条第一項第二号の政令で定める事業は、農業、林業、漁業、建設業、鉄鋼業、郵便業及び警備業とする。

3　法第二条第一項第二号の政令で定める業務は、点検、測量、調査、計測、監視、警備及び輸送とする。

4　法第二条第一項第二号の政令で定める性能は、次の各号（専ら屋内での業務を行うよう設計された小型無人機である場合には、第一号）のいずれにも該当するものとする。

一　自動的に、飛行中の位置、姿勢及び状態に係る情報の収集及び解析を行い、当該位置、姿勢及び状態を制御し、予定された経路を飛行できること。

二　風速八メートル毎秒以上の風が吹く環境において飛行中の位置、姿勢及び状態を制御できること。

（指定金融機関）

第二条　法第十三条第一項第一号の政令で定める金融機関は、次のとおりとする。

一　銀行
二　長期信用銀行
三　信用金庫及び信用金庫連合会
四　信用協同組合及び協同組合連合会（中小企業等協同組合法（昭和二十四年法律第百八十一号）第九条の九第一項第一号及び第二号の事業を併せ行うものに限る。）
五　労働金庫及び労働金庫連合会
六　農業協同組合（農業協同組合法（昭和二十二年法律第百三十二号）第十条第一項第二号及び第三号の事業を併せ行うものに限る。）及び農業協同組合連合会（同項第二号及び第三号の事業を併せ行うものに限る。）
七　漁業協同組合（水産業協同組合法（昭和二十三年法律第二百四十二号）第十一条第一項第三号及び第四号の事業を併せ行うものに限る。）、漁業協同組合連合会（同法第八十七条第一項第三号及び第四号の事業を併せ行うものに限る。）、水産加工業協同組合（同法第九十三条第一項第一号及び第二号の事業を併せ行うものに限る。）及び水産加工業協同組合連合会（同法第九十七条第一項第一号及び第二号の事業を併せ行うものに限る。）
八　農林中央金庫
九　株式会社商工組合中央金庫
十　株式会社日本政策投資銀行
（指定金融機関の指定の基準となる法律）

第三条　法第十三条第四項第一号の政令で定める法律は、次のとおりとする。

一　農業協同組合法
二　水産業協同組合法